(目 的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民として の地位の変更に関する届出について、本市の取扱いを定める。

(本人確認を行う届出等)

第2条 窓口における転入,転居,転出及び世帯変更に関する全ての届出及び転出証明書の再交付請求(転出証明書に準ずる証明書の交付請求を含む。以下同じ。),並びに民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による転出に関する届出及び転出証明書の再交付請求について,同条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による場合,現に届出又は請求の任に当たっている者(代理人及び使者を含む。以下「届出人等」という。)の特定(以下「本人確認」という。)を行う。

(本人確認をしたことの記録)

- 第3条 窓口における全ての届出及び転出証明書の再交付請求について,届出人等の本人確認が,本人であることを明らかにする書類(以下「本人確認書類」という。)の提示による場合は,届出人等に了解のうえ,本人確認書類名及び書類に記載されている番号(以下「書類番号」という。)を届出事項又は請求事項が記載された書類(以下「届書等」という。)に記載する。ただし,届出人等が異動者本人でない場合,異動者と同一世帯の者(転出に関する届出又は転出証明書の再交付請求にあっては異動者と同一世帯であった者を含む。)でない場合又は届出人等以外の者であると疑われる場合は,届出人等に了解のうえ,提示させた本人確認書類の写しを撮り届書等とともに保管する。
- 2 前項の規定により本人確認書類の写しを撮った場合は、届書等に本人確認書類名 及び書類番号の記載を要しない。
- 3 信書便による転出に関する届及び転出証明書の再交付請求について,届出人等の本人確認が,本人確認書類の写しの提出による場合は,届書等とともに保管する。
- 4 窓口において,新潟市戸籍法施行規則等により市町村長が適当と認める書類等に 関する要領(平成20年5月1日施行)第2条第3項に規定する方法により本人確認を 行った場合は,届書等に「本人確認票」又は「聴聞」と記載する。
- 5 戸籍届(認知届,婚姻届,離婚届,養子縁組届及び養子離縁届に限る。)と同時に届出があり、戸籍届に際し現に届出の任に当たっている者の本人確認を行った場合は、本人確認書類の提示を省略することができる。この場合、届書等に「戸籍届」と記載する。

(代理権限を確認したことの記録)

第4条 現に届出の任に当たっている者が異動者と異なる場合で、代理権限が付与されていることを書類で確認した場合は、届書等とともに保管する。ただし、代理権限を有することを証する書類の還付を求める旨の記載がある場合は、届出人等に了解のうえ当該書類の写しを撮り保管する。

(住民異動届受理通知の送付)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、異動者のうち1人に住民異動届受理 通知 (\*別記様式第1号。以下「通知書」という。)を送付し、届書等に「受理通 知送付」と記載するとともに、送付した旨を住民異動届受理通知送付簿 (\*別記

様式第2号。以下「送付簿」という。)に記載する。

- (1) 転居,市内において区を越える住所の異動(以下「区間異動」という。)又は窓口における転出に関する届において,新潟市戸籍法施行規則等により市町村長が適当と認める書類等に関する要領(平成20年5月1日施行)第2条第3項に規定する方法により本人確認を行った場合
- (2) 信書便による転出に関する届出において,戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第11条の2第1号に掲げる書類の写しの提出以外による本人確認を行った場合
- (3) 住所設定又は未届転入に関する届出があった場合
- (4) 新潟市住民基本台帳法施行規則等により市町村長が適当と認める書類等に 関する要領(平成20年5月1日施行)第3条第2項に規定する現に届出の任 に当たっている者に届出をする権限が付与されていることを宣誓する書類を 提出した場合
- 2 通知書の送付先は、転居、区間異動又は転出に関する届出の場合は、原則として前住所地とし、住所設定又は未届転入に関する届出にあっては、現住所地にそれぞれ封筒表面に赤字で「転送不要」と記載し、送付する。
- 3 通知書の返送又は異動者から連絡があった場合は、送付簿にその旨を記載する。 なお、通知書が返送された場合は、再送することなく保管する。保管期間は通知 書に係る届書等が保管される期間とする。

(届書等の受理の留保)

第6条 届出が虚偽であると疑われる場合又は届書等の記載に不備がある場合は、届書等の受理を留保する。

(住民実態調査の実施)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、住所地を管轄する区役所区民生活課 (中央区役所を除く。)、中央区役所窓口サービス課に、当該届書等、その他関係 書類の写し及び本人確認の経緯を付して住民実態調査を実施するよう依頼し、依頼を受けた区民生活課は速やかに住民実態調査を実施する。
  - (1) 届出が虚偽であると疑われるとき
  - (2) 通知を受けた異動者から疑義がある旨の連絡があったとき
  - (3) 前2号によるもののほか住民実態調査の必要があると認めるとき (関係市区町村との連携)
- 第8条 届出の審査時に関係市区町村と連携・協力することが適当であり、特に届出が疑われるような事例については、転出地市区町村、転入地市区町村、戸籍の附票を管理する本籍地市区町村で情報交換を行い、緊密な連携をとらなければならない。

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成29年8月14日から施行する。

\*掲載省略